令和４年７月25日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症第七波の感染拡大を踏まえたご対応について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
大阪府より標記通知が発出されましたので、下記の通りお知らせいたします。
貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●大阪府通知より引用

１）府における入院・療養の考え方と感染拡大時の入院対象について

令和４年7月15日付で、入院対象を以下のとおりといたしました。限られた病床の中で、入院加療が必要な方への医療の提供を最大限に確保する観点から、各医療機関におかれましても取扱いを順守いただきますようお願いいたします。

＜府における入院・療養の考え方（目安）（感染拡大期の入院対象）＞
・原則として中等症Ⅱ及び中等症Ⅰの患者とする
　中等症Ⅱ：Sp02 ≦ 93%または酸素投与が必要な患者
　中等症Ⅰ：93%＜Sp02＜96%または肺炎所見ありの患者
※上記に該当しない患者でも、中等度以上の基礎疾患等または合併症によって入院を必要とする患者は医師の判断により入院の対象。
　例）「診療の手引き」記載の重症化リスク因子に掲げられている疾患で入院治療が必要な方
※上記に関わらず、リスク因子のない中等症Ⅰは、診療型宿泊療養施設、臨時の医療施設、宿泊療養施設、自宅や施設等での療養（通院を含む）を検討。
・隔離解除前であってコロナの入院治療が終われば、医師が退院可能の判断を行う。
退院後は管轄の保健所が療養継続（療養場所の調整等）を実施。
・目的が患者の隔離のみの場合は入院の対象としない。

（詳細は別紙「第七波の感染拡大を踏まえた入院対象について」を参照ください。）

２）診療・検査医療機関以外の医療機関での外来体制の強化について

感染拡大に伴い、検査需要も急激に増大しており、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する診療・検査医療機関等の外来体制も非常にひっ迫している状況にあります。一部の医療機関に負担が偏在している事態を改善するため、より多くの医療機関において発熱患者等に対する診療・検査を実施していただくことが必要です。

検査機器等の導入を要さず短時間で簡易に判定することが可能な抗原定性検査キットも活用いただきながら、これまで検査を実施していただいていない医療機関においても、診療・検査の実施にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、検査の実施と診療にあたり、府ホームページで公表対象となる診療・検査医療機関の指定申請については任意ですが、指定を受けた場合にのみ対象となる診療報酬加算制度や府の支援制度もございますので、下記参考資料もご参照いただき、各医療機関の現状に応じた診療・検査体制の確保について積極的にご検討いただきますようお願いします。

＜参考＞【医療機関向け】新型コロナウイルス検査実施に向けた説明資料
https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/23711/00381181/iryoukikanmukesetumeisiryou2.pdf

【問い合わせ先】　大阪府健康医療部保健医療室
○　入院調整に関すること　入院フォローアップセンター（入院調整担当）
　電話：06-6944-9361　E-mail：coronataisaku14@gbox.pref.osaka.lg.jp
○　保健・医療提供体制確保計画に関すること　感染症対策企画課　企画推進グループ
　電話：06-4397-3257　E-mail：kansenshotaisaku-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp
○　診療・検査医療機関に関すること　感染症対策企画課　感染症・検査グループ（検査班）
　電話：06-4397-3204　E-mail：kansenshotaisaku-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）